

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月8日  
丹波篠山市

## 目 次

- 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- 第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・P 6
- 第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 0
- 第 4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 0
- 第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標・・・・・・・・P 1 1
- 第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 3

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 丹波篠山市の自然的条件

本市は、兵庫県中東部の中国山地東端に位置し、周囲を総面積の約75%を占めている山林に囲まれ、本市の中央部を横断し西に流れる加古川水系篠山川及び西南方向に流れる武庫川に沿って耕地が開け、その立地条件を生かして水稻・黒大豆・山の芋を主体とする農業生産を展開している。

### 2 基幹作物・地域特産物の生産拡大に向けた今後の方向性

基幹作物である水稻を中心として経営規模の拡大を進める一方、「丹波篠山黒大豆」、「丹波篠山山の芋」、「丹波篠山大納言小豆」、「丹波栗」、「丹波茶」等の地域特産物を組み合わせた生産の合理化と定着化を図り、稲わら、堆きゅう肥の施用により農地の地力増進に努め、合理的な輪作体系を取り入れた農業生産の拡大を図る。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

### 3 農業構造の現状課題及び対策

本市の農業構造は、労働力の高齢化及び兼業化が進む中、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近一層の兼業化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。農家所得に占める農業所得の割合は低く、大部分を農外所得に依存している。これらの不安定な兼業従業者の安定的な就業の場を確保するために、地場産業の育成、優良企業の誘致を促進するとともに農業構造の改善を図る。また、農業の生産基盤を維持していくためには、中長期的に農地の維持を図ろうとする者を地域の大切な農業人材として位置付けていくことが必要であることから、受け皿となる効率的かつ安定的な経営体が円滑に生産基盤を継承できる環境の整備を図る。

一方、耕作条件が不利な農地においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目指すべき方向を明らかにし、担い手の確保・育成、農地の有効利用につながる諸施策を一体的に進めていくことが重要である。このため、地域の農業者等による協議の結果を踏まえ、本市が定める地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の下、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね490万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を

実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

#### 4 新規農業経営者への支援

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者 1 人当たり 1, 800 時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね 5 年後の経営の目標は、主たる従事者 1 人当たり概ね 200 万円とする。青年等が、青年等就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農形態に応じた経営安定・地域定着までの一貫支援に取り組む。

#### 5 利用集積による経営規模の拡大

本市は、将来の丹波篠山市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮した農業者又は、農業に関係する団体、組織が農業振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

このため、本市は、地域計画の策定の推進及び農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定等及び農作業の受委託等の積極的な促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用と農業の振興を図る。

#### 6 関係組織との連携強化

本市は、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制（丹波篠山市農林振興協議会）をより強化し、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択・判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。また、農業委員会は、農地の所有者や土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して農地が集積されるよう積極的に促し、農用地利用集積等促進計画により権利設定を行い、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図る。これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

#### 7 遊休農地の解消に向けた取り組み

近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。なお、これらの取り組みによってもなお担い手の確保が見込め

ない地域においては、企業等の農地所有適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効活用の確保を図る。さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存の施設園芸農業者に対し作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

## 8 集落営農組織の育成

集落営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであるため、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織を育成し、経営の効率化を図る。また、体制が整った集落営農組織については法人形態への誘導を図る。耕作条件が不利な農地においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした集落営農組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進め、特定農業法人化を目指す。

## 9 地域の多様な人材が支えあう持続可能な地域協働体制の確立

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていく。また、地域計画の策定に向けた話し合いにおいては、非農家も巻き込み、水路や農道等の生産基盤の保全活動等への参画を働きかけ、地域協働体制の確立を推進する。

## 10 農業経営改善計画の認定制度の積極的活用

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。さらに、農業関連事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 11 経営改善に向けた指導強化及びスマート農業の普及推進

本市は、農業委員会、農業協同組合の担当職員等で構成する指導チームを設置し、農業改良普及センターの協力を受けて、農業経営改善の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、農業生産組織等を対象に、必要に応じ経

営診断の実施、経営改善方策の提示等の指導及び研修会を開催する。また、先端技術を活用し、各地域の営農条件等に対応したスマート化を推進することにより、作業の省力化など生産性の向上と農畜産物の高品質化を図る。

**第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

1 第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に丹波篠山市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

**【類型1】 (水稲+黒大豆+作業受託)**

| 営農類型  | 経営規模             | 生産方式           | 収入<br>(A)   | 費用<br>(B)   | 所得<br>(A) - (B) |
|---|------------------|----------------|-------------|-------------|-----------------|
| 水稲<br>黒大豆<br>作業受託<br>耕起・代かき<br>田植<br>稲刈り<br>乾燥・調整 | <作付面積等>          | <主な資本装備>       | 16,941,500円 | 12,740,149円 | 4,201,351円      |
|   | 水稲 12.0ha        | 農業用倉庫 1棟       |             |             |                 |
|   |                  | ビニールハウス 1棟     |             |             |                 |
|   | 黒大豆 1.5ha        | コンバイン4条刈り 1台   |             |             |                 |
|   |                  | 乾燥機35石 2台      |             |             |                 |
|   |                  | 田植機6条植え 1台     |             |             |                 |
|   | (経営面積)<br>13.5ha | トラクター(50ps) 1台 |             |             |                 |
|   |                  | 黒大豆乾燥機 1台      |             |             |                 |
|   |                  | 黒大豆脱粒機 1台      |             |             |                 |
|   | (作業受託)<br>6.5ha  | 中耕用トラクター 1台    |             |             |                 |
|   | 軽トラック 1台         |                |             |             |                 |
|   | 糶摺り機 1台          |                |             |             |                 |
|   | 計量器 1台           |                |             |             |                 |
|   | 動力噴霧器 1台         |                |             |             |                 |
|   | 播種機 1台           |                |             |             |                 |

【類型2】 (水稲+黒大豆+えだまめ(黒大豆))

| 営農類型                       | 経営規模          | 生産方式             | 収入<br>(A)   | 費用<br>(B)   | 所得<br>(A) - (B) |
|----------------------------|---------------|------------------|-------------|-------------|-----------------|
| 水稲<br><br>黒大豆<br>えだまめ(黒大豆) | <作付面積等>       | <主な資本装備>         | 16,331,000円 | 11,519,401円 | 4,811,599円      |
|                            | 水稲 7.0ha      | 農業用倉庫 1棟         |             |             |                 |
|                            |               | ビニールハウス(育苗乾燥) 1棟 |             |             |                 |
|                            | 黒大豆 3.0ha     | コンバイン3条刈り 1台     |             |             |                 |
|                            | えだまめ(黒大豆) 30a | 乾燥機35石 2台        |             |             |                 |
|                            |               | 田植機5条植え 1台       |             |             |                 |
|                            |               | トラクター(30ps) 1台   |             |             |                 |
|                            |               | 黒大豆脱粒機 1台        |             |             |                 |
|                            | (経営面積) 10.3ha | 中耕用トラクター 1台      |             |             |                 |
|                            |               | 軽トラック 1台         |             |             |                 |
|                            |               | 糶摺り機 1台          |             |             |                 |
|                            |               | 計量器 1台           |             |             |                 |
|                            |               | 動力噴霧器 1台         |             |             |                 |
|                            | 播種機 1台        |                  |             |             |                 |

【類型3】 (水稲+黒大豆+えだまめ(黒大豆)+露地野菜+施設野菜)

| 営農類型  | 経営規模          | 生産方式              | 収入<br>(A)   | 費用<br>(B)   | 所得<br>(A) - (B) |
|---|---------------|-------------------|-------------|-------------|-----------------|
| 水稲<br><br>黒大豆<br>えだまめ(黒大豆)<br>山の芋<br>小豆<br>施設野菜<br>(トマト)<br>果樹(栗) | <作付面積等>       | <主な資本装備>          | 25,126,000円 | 20,517,885円 | 4,608,115円      |
|   | 水稲 10.0ha     | 農業用倉庫 1棟          |             |             |                 |
|   |               | ビニールハウス 1棟        |             |             |                 |
|   | 黒大豆 1.0ha     | ビニールハウス(トマト温室) 1棟 |             |             |                 |
|   | えだまめ(黒大豆) 50a | 灌水施設 1棟           |             |             |                 |
|   |               | コンバイン4条刈り 2台      |             |             |                 |
|   |               | 乾燥機35石 3台         |             |             |                 |
|   | 山の芋 30a       | 田植機6条植え 1台        |             |             |                 |
|   |               | トラクター(50ps) 1台    |             |             |                 |
|   | 小豆 1.0ha      | トラクター(27ps) 1台    |             |             |                 |
|   |               | 黒大豆乾燥機 1台         |             |             |                 |
|   |               | 黒大豆脱粒機 1台         |             |             |                 |
|   | 施設野菜(トマト) 20a | 黒大豆選別機 1台         |             |             |                 |
|   | 選果機 1台        |                   |             |             |                 |
|   | 管理機 1台        |                   |             |             |                 |
| 果樹(栗) 80a   | 成形機 1台        |                   |             |             |                 |
|   | 軽トラック 1台      |                   |             |             |                 |
|   | 糶摺り機 1台       |                   |             |             |                 |
| (経営面積) 13.8ha   | 計量器 1台        |                   |             |             |                 |
|   | 動力噴霧器 1台      |                   |             |             |                 |

【類型4】 (露地野菜+施設野菜)

| 営農類型          | 経営規模                  | 生産方式                             | 収入<br>(A)  | 費用<br>(B)  | 所得<br>(A) - (B) |
|---------------|-----------------------|----------------------------------|------------|------------|-----------------|
| ブロッコリー        | <作付面積等><br>ブロッコリー 10a | <主な資本装備><br>農業用倉庫 1棟             | 9,046,400円 | 4,655,431円 | 4,390,969円      |
| キャベツ          | キャベツ 25a              | パイプハウス<br>(3,000㎡) 8棟            |            |            |                 |
| 太ねぎ           | 太ねぎ 10a               | トラクター(23ps) 1台<br>トラクター(15ps) 1台 |            |            |                 |
| 施設野菜<br>(小松菜) | 施設野菜<br>(小松菜) 20a     | 軽トラック 2台<br>動力噴霧器 1台<br>管理機 1台   |            |            |                 |
| 施設野菜<br>(トマト) | 施設野菜<br>(トマト) 20a     |                                  |            |            |                 |
|               | (経営面積)<br>85a         |                                  |            |            |                 |

【類型5】 畜産(肥育牛+水稻+黒大豆+露地野菜)

| 営農類型        | 経営規模                              | 生産方式  | 収入<br>(A)   | 費用<br>(B)   | 所得<br>(A) - (B) |
|-------------|-----------------------------------|---|-------------|-------------|-----------------|
| 肉用牛<br>(肥育) | <作付面積等><br>肉用牛 100頭<br>(うち販売) 50頭 | <主な資本装備><br>牛舎1,000㎡ 1棟<br>堆肥舎300㎡ 1棟<br>田植機 1台 | 69,871,500円 | 64,750,791円 | 5,120,709円      |
| 水稻          | 水稻 50a                            | コンバイン 1台<br>トラクター 1台                            |             |             |                 |
| 黒大豆         | 黒大豆 10a                           | 軽トラック 1台<br>ダンプカー 1台                            |             |             |                 |
| 山の芋         | 山の芋 5a                            | タイヤショベル 1台<br>マニュアルプレッダー 1台                     |             |             |                 |
| 小豆          | 小豆 5a                             |   |             |             |                 |
|             | (経営面積)<br>70a                     |   |             |             |                 |

【類型6】 畜産（繁殖牛）

| 営農類型 | 経営規模      | 生産方式   | 収入<br>(A)   | 費用<br>(B)   | 所得<br>(A) - (B) |
|------|-----------|--|-------------|-------------|-----------------|
| 繁殖牛  | 〈作付面積等〉   | 〈主な資本装備〉                                     | 32,350,000円 | 27,614,714円 | 4,735,286円      |
|      | 子牛販売 50頭  | 牛舎1,000㎡ 1棟<br>堆肥舎300㎡ 1棟                    |             |             |                 |
| 廃用牛  | 廃用牛販売 5頭  | 農機具倉庫 1棟<br>田植機 1台                           |             |             |                 |
| WCS  | WCS 1.0ha | トラクター 2台<br>フロントローダー 1台<br>ロールベアラー 1台        |             |             |                 |
|      | (経営面積)    | 貨物自動車 1台<br>ラッパ 1台<br>マニュアルプレッダー 1台<br>モア 1台 |             |             |                 |
|      | 1.0ha     |  |             |             |                 |
|      |           |  |             |             |                 |

【類型7】 組織経営体（水稻＋黒大豆＋えだまめ（黒大豆）＋作業受託）

| 営農類型      | 経営規模            | 生産方式   | 収入<br>(A)   | 費用<br>(B)   | 所得<br>(A) - (B) |
|-----------|-----------------|--|-------------|-------------|-----------------|
| 水稻        | 〈作付面積等〉         | 〈主な資本装備〉   | 40,540,000円 | 35,829,436円 | 4,710,564円      |
|           | 水稻 20.0ha       | 農業用倉庫 1棟<br>ビニールハウス 1棟                                     |             |             |                 |
| 黒大豆       | 黒大豆 5.0ha       | 田植機6条植え 2台<br>コンバイン4条刈り 2台                                 |             |             |                 |
| えだまめ（黒大豆） | えだまめ（黒大豆） 2.0ha | トラクター(25ps) 1台<br>トラクター(34ps) 1台<br>乾燥機35石 3台<br>黒大豆乾燥機 1台 |             |             |                 |
|           | (経営面積)          | 黒大豆脱粒機 1台  |             |             |                 |
|           | 27.0ha          | 色彩選別機 1台<br>中耕用トラクター 1台                                    |             |             |                 |
|           |                 |  |             |             |                 |
| 作業受託      | (作業受託)          | 軽トラック 1台   |             |             |                 |
| 耕起・代かき    | 耕起・代かき 2.0ha    | 糶摺り機 1台  |             |             |                 |
| 田植        | 田植 4.0ha        | 計量器 1台   |             |             |                 |
| 稲刈り       | 稲刈り 5.0ha       | 動力噴霧器 1台   |             |             |                 |

(注) ① 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）。

② 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる

従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到着することを基本とする。

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

#### 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に丹波篠山市および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、丹波篠山市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の4に示す目標を目指すものとする。

### 第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、特産品である黒大豆、山の芋、丹波栗、丹波篠山茶、丹波篠山牛などの農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化や改善、法人化及び青年等の新規就農を促進する。このため、認定農業者制度、認定新規就農制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、(公社)ひょうご農林機構、県農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、就農候補者の把握に努めるとともに、研修・指導や相談対応等に取り組む。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の普及促進を図る。加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活用できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 多様な人材の確保に向けた取り組み

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地のあっせん、資金調達のサポートを行う。また、他の農家等との交流の場の設定、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応等により、就農後の定着を図る。新規就農者等が地域内で孤立することがないように、丹波篠山市、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等の関係団体は、新規就農者の仲間づくりと自己研鑽による農業経営者としての自立を促すことを目的に交流会等の定期的な活動

に向けた支援を行う。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の策定区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりに努める。

### 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等の関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、兵庫県及び（公社）ひょうご農林機構へ情報提供する。また、農業を担う者の確保のため、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、後継者がいない場合は、兵庫県及び（公社）ひょうご農林機構等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう（公社）ひょうご農林機構、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標   | 備 考 |
|---|-----|
| <p style="text-align: center;"><b>面積のシェア 30%</b></p> <p>なお、面的集積については、農地中間管理事業等を柱として、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする</p> |     |

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

## 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、米を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいる。しかし、個別の農地は分散している。ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

本市では、担い手への利用集積はある程度進んでいるものの、面的に集積していないため、担い手の経営を圧迫したり、経営改善を妨げたりと大規模農家にとっての営農条件は不利で営農継続意欲は低下することが予想される。

また、高齢化が進行していることから、今後10年で離農等により相当程度の農地が供給されると考えられる。受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、平坦地にある条件のよい農地も遊休農地化する可能性があり、本市の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者や地域の中心となる経営体をはじめとした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地の大半を面的に集積することを誘導する等、地域計画の策定・見直しに向けた地域での話し合いを通じて地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、丹波篠山市の農地の効率的利用を目指し、もって本市の基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容並びに関係機関及び関係団体との連携等

丹波篠山市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- ④ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会等による指導を行う。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、兵庫県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、丹波篠山市農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

1. 地域計画策定の実施を促進する事業
2. 農地中間管理事業の実施を促進する事業
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事業
4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事業
5. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

### 1 地域計画策定の実施を促進する事業

#### (1) 地域計画策定に向けた協議の場

協議の場の開催にあたっては、本市の広報への掲載や市ホームページ等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知する。参加者については、農業者（認定農業者、新規就農者、農業後継者等）、土地持ち非農家、農地所有者、農会長、農政協力員、自治会長、農業委員、農地利用最適化推進委員、集落営農組織、多面的機能支払い交付金組織、中山間地域等直接支払交付金組織、認定農業者協議会、土地改良区、水利組合、農業協同組合、丹波篠山市、兵庫県、その他関係者等とし、地域計画の策定に必要な当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項等について協議を行うものとする。

## (2) 地域計画の策定区域

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興区域内の農用地とし、原則、小学校区ごとに地域計画を策定とするものとする。

## (3) 活性化計画の作成

農業上の利用や農地として維持することが困難な農地や山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難である農地については、活性化計画を作成し、農用地の保全等を図る。

## (4) 地域計画の策定

本市は(1)の協議結果を踏まえ、策定区域ごとに(2)の農用地等の区域における農業の将来の在り方（農用地の収益・集約化、農地中間管理機構の活用、基盤整備事業への取組、多様な経営体の確保・育成の取り組み、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用等）について協議し、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた計画書及び農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを表示した地図（目標地図）を策定する。

## (5) 旧「人・農地プラン」の位置付け

令和5年3月までに作成された「人・農地プラン」は、実質化されたプランとして、地域計画に移行する。

## (6) 地域計画策定委員会

協議した内容、結果を各校区単位で検討する場として、地域計画策定委員会を立ち上げる。構成員は各校区の事情を勘案し(1)の参加者を中心に選出する。

## (7) 地域計画策定後の進捗管理

本市は、地域計画の策定に当たって、兵庫県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携し、協議の場の設定や結果の取りまとめ、計画の公表・公告等を行い、地域計画の策定後は、計画に基づく利用権の設定の確認等、計画の進捗管理を行う。

## 2 農地中間管理事業の実施を促進する事業

(1) 本市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第4条（平成25年法律第101号）の規定に基づき、機構に指定された公益社団法人ひょうご農林機構との連携の下に、普及啓蒙活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 丹波篠山市、農業委員会、農業協同組合は、公益社団法人ひょうご農林機構が行う中間保有・再配分機能を活用し、法第7条に規定された事業を促進するため、公益社団法人ひょうご農林機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事業

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事

業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる集落等の区域とするものである。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効果的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地利用改善事業の実施区域

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者への利用権の設定等の促進その他農用地の利用関係の改善に関する事項

オ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別紙様式第7号の認定申請書を丹波篠山市に提出して、農用地利用規程について丹波篠山市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本

市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の設定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合には、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有権（所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ (6) の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勸奨等

- ① (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善団体の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、農用地利用改善団体（(5) の①の市の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。）が農用地利用改善事業を円滑にできるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、公益社団法人ひょうご農林機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

4 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事業

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- ② 効率的な農作業の受委託を行う生産組織又は農家群の育成
  - ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託を促進の必要性についての普及啓蒙
  - ④ 地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知
  - ⑤ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
  - ⑥ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
  - ⑦ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等
- 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又な委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進につとめるものとする。

## 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
- 本市は、①から④に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
- ① 市内のほ場整備可能農地の大部分が整備されており、その農業生産基盤整備の促進を通じて、黒大豆加工施設や野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
  - ② 本市は、「丹波篠山市農都創造計画」により、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
  - ③ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- (2) 推進体制等
- ① 事業推進体制等
- 本市は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区、その他の関係団体の役職員、農業者等の代表者により、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとし、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。
- ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、丹波篠山市は、このような協力の推進に配慮する。

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成12年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月8日から施行する。

なお、利用権の設定については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、従前の例によるものとする。